

監査委員公表第177号

平成22年度会計定期監査等結果報告書（第1次）に基づく改善措置状況の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果に基づき、改善措置の状況を、同法同条第12項により下記の機関より通知があったので、別紙のとおり公表する。

1.通知のあった機関

(1)水道事業管理者：水道局 業務課・施設課

平成23年 9月22日

御所市監査委員 和田 正 吾

御所市監査委員 中北 秀太良

平成 22 年度定期監査等結果報告書(第 1 次)に基づく措置状況の公表について

1 公表の内容

平成 22 年度定期監査等の結果(第 1 次)に基づいて、関係部署が取り組んだ状況について公表します。

2 公表の根拠

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項、及び第 4 項の規定に基づき平成 22 年度に実施した監査の結果、同条 9 項の規定により提出された報告及び意見に基づいて取り組んだ状況が監査委員に通知されましたので、同条第 12 条に基づき公表するものです。

是 正 改 善 事 項 措 置 状 況 報 告 書

水 道 局 業 務 課

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 支出負担行為について 支出負担行為伺票において、契約期間が複数年の起案が行われており、長期継続契約を締結することができる契約であると思われるが、予定価格が当該年度の金額のみ記載され、長期継続契約に係る伺いである旨も記載されていない。また、支出負担行為伺に添付の仕様書においても、長期継続契約である旨及び条件付解除条項を定める契約である旨が記載されていない。「御所市長期継続契約に関する事務取扱要綱」に基づき、長期継続契約としての適正な事務処理を行われたい。 ・フルカラーコピー機リース契約について 199,200円
原 因
5 年間に及ぶリース契約であったが、契約にリース期間のみを記載し、当初年度に係る金額で支出負担行為伺を行っていた。
改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
この件に関しては既に契約済みであるため、再度契約を締結することは不可能であるが、平成 23 年度以降における長期継続契約に係る契約については、その旨及び全体の金額と各年度に要する金額を記載し、契約においても条件付解除条項を加えている。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 委託及び契約事務について 契約書について、契約締結日付が記載されていない。
原 因
契約当日、記載がもれたと思われる。
改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
契約先に確認し、日付を記載した。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 委託及び契約事務について 契約書において、契約期間が複数年の長期継続契約に該当する契約であると思われるが、契約条項に「御所市長期継続契約に関する事務取扱要綱」第6条に基づく条件付解除条項が記載されていない。 ・フルカラーコピー機賃貸借契約書 11,655円(月額) 他2件
原 因
長期継続契約であるにも関わらず、契約条項に条件付解除条項を記載していなかった。
改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
平成23年度以降における長期継続契約に係る契約については、その旨及び全体の金額と各年度に要する金額を記載し、条件付解除条項を加えている。

水 道 局 施 設 課

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 支出負担行為について 支出負担行為伺において、契約期間が5ヵ年(平成22年4月1日~平成27年3月31日まで)の業務委託の起案が行われており、長期継続契約を締結することができる契約であると思われるが、予定価格(設計金額)が当該年度の金額のみ記載され、長期継続契約に係る伺いである旨も記載されていない。また、支出負担行為伺に添付の仕様書においても、長期継続契約である旨及び条件付解除条項を定める契約である旨が記載されていない。「御所市長期継続契約に関する事務取扱要綱」に基づき、長期継続契約としての適正な事務処理を行われたい。 ・平成22年度自家用電気工作物保安管理業務委託について 918,750円
原 因
5年間に及ぶ契約であったが、当初年度に係る金額で支出負担行為伺を行っていた。また、長期継続契約であるにも関わらず、契約条項に条件付解除条項を記載していなかった。
改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
既に契約済みであるため、再度契約を締結することは不可能であるが、平成23年度以降における長期継続契約に係る契約については、その旨及び全体の金額と各年度に要する金額を記載し、契約においても条件付解除条項を加えている。

指 摘 事 項 ・ 内 容

(2) 委託及び契約事務について

保安全管理業務委託契約書において、契約期間が5ヵ年(平成22年4月1日～平成27年3月31日まで)の長期継続契約に該当する契約であると思われるが、契約条項に「御所市長期継続契約に関する事務取扱要綱」第6条に基づく条件付解除条項が明記されていない。また、契約金額も月額のみ記載となっており、「御所市長期継続契約に関する事務取扱要綱」第8条に基づく複数年にわたる期間における総額及び当該契約期間中の各年度の契約金額が記載されていない。

・ 保安全管理業務委託契約書 574,032円

原 因

5年間に及ぶ契約であったが、契約条項に条件付解除条項を記載していなかった。また、月額だけを記載していた。

改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針

既に契約済みであるため、再度契約を締結することは不可能であるが、平成23年度以降における長期継続契約に係る契約については、その旨及び全体の金額と各年度に要する金額を記載し、契約においても条件付解除条項を加えている。

指 摘 事 項 ・ 内 容

(2) 委託及び契約事務について

保安全管理業務委託契約書の契約期間の始期が平成22年4月1日と明記されているが、契約締結日は平成22年4月8日と記載されている。

・ 保安全管理業務委託契約書 574,032円

原 因

契約期間の記載誤り。

改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針

指摘のとおり、契約における日付は重要な要素であり、日付の整合性について十分注意しながら契約事務にあたる。